大和市障害児通所給付費の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２９日

大和市長　古谷田　　力

大和市規則第５１号

大和市障害児通所給付費の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大和市障害児通所給付費の支給等に関する規則（平成２４年大和市規則第２６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「児童通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改め、同条第２項中「規定による申請をした者が」を「場合において、」に、「掲げる」を「定める」に、「場合は、前項の申請書に」を「ときは、」に改め、「添えて、市長に提出し」を「添付し」に改める。

第４条第２項中「児童通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を「障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に、「却下決定通知書」を「却下決定通知書（障害児通所給付費）」に改め、同条第３項中「前項に規定する」を「第１項の規定により障害児通所給付費の」に改め、「通所受給者証を」の次に「当該通所給付決定保護者に」を加える。

第５条第１項中「前条第１項の規定による支給の決定を受けた障がい児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）が」を「通所給付決定保護者は、」に改め、「当該通所給付決定保護者は」を削り、同条第２項中「同項の規定による」を「当該通所給付決定保護者が届け出た」に改め、同条第３項中「当該」を削り、「変更する場合」を「変更しようとするときは」に改める。

第６条中「法第２１条の５の３第１項に規定する指定障害児通所支援事業者から」を削り、「の規定により指定通所支援を受けたとき、又は同項第２号に規定する事業所から同号の規定により基準該当通所支援を受けた」を「から第３号までのいずれかに掲げる場合に該当した」に改める。

第７条第２項中「規定による申請をした者が」を「場合において、」に、「の規定の」を「に掲げる区分の」に改め、「、前項の申請書に」を削る。

第８条第２項中「前条第１項の規定による」を「当該」に改め、同条第３項中「基づき、世帯状況、収入、資産その他の事情を勘案した」を「より算定した」に改める。

第９条の見出し中「障害児通所給付費」の次に「等」を加え、同条中「障害児通所給付費」を「市長は、障害児通所給付費」に、「より算定した」を「よる」に改め、「勘案し、」を削り、「支給する」の次に「ことができる」を加える。

第１０条第１項中「児童通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に改め、同条第２項中「利用者負担額減額免除」を「前項の場合において、利用者負担額減額免除」に、「通所給付決定保護者は、前項の申請書に」を「ときは、」に改め、「添えて、市長に提出し」を「添付し」に改める。

第１１条第２項中「、障害児通所給付費の支給の変更にあっては児童通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「においては障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」に、「却下決定通知書」を「却下決定通知書（障害児通所給付費）」に、「前条第１項の規定による」を「当該」に改める。

第１２条中「障害児通所給付費の支給の決定」を「通所給付決定」に改める。

第１８条を削り、第１７条を第１８条とし、第１６条を第１７条とする。

第１５条第１項中「受給者証再交付申請書」を「受給者証再交付申請書（障害児通所給付費）」に改め、同条を第１６条とする。

第１４条中「申請内容変更届出書」を「申請内容変更届出書（障害児通所給付費）」に改め、同条を第１５条とする。

第１３条第１項中「児童通所支援利用計画案提出依頼書」を「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」に改め、同条第２項中「児童相談支援給付費支給申請書兼児童相談支援依頼（変更）届出書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書兼計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書」に改め、同条第３項中「児童相談支援給付費支給決定（却下）通知書により前項に規定する」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書により当該申請をした」に改め、同条第５項中「児童相談支援給付費支給決定取消通知書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書」に改め、同条を第１４条とし、第１２条の次に次の１条を加える。

（高額障害児通所給付）

第１３条　高額障害児通所給付費の支給の決定を受けようとする通所給付決定保護者は、高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書により、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、政令第２５条の５及び第２５条の６の規定により支給の要否について決定し、高額障害児（通所・入所）給付費支給（不支給）決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

第２０条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

別表第１号様式の項中「児童通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「障

害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改め、同表第２号様式の項中「児童通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を「障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に改め、同表第３号様式の項中「却下決定通知書」を「却下決定通知書（障害児通所給付費）」に改め、同表第４号様式の項中「第１３条及び第１５条」を「第１４条及び第１６条」に改め、同表第５号様式の項中「第１５条」を「第１６条」に改め、同表第９号様式の項中「児童通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に改め、同表第１０号様式の項中「児童通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」に改め、同表中第１２号様式の項から第２０号様式の項までを次のように改める。

第１２号様式	高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書	第１３条
第１３号様式	高額障害児（通所・入所）給付費支給（不支給）決定通知書	第１３条
第１４号様式	サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書	第１４条
第１５号様式	計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書兼計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書	第１４条
第１６号様式	計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書	第１４条
第１７号様式	モニタリング期間変更通知書	第１４条
第１８号様式	計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書	第１４条
第１９号様式	申請内容変更届出書（障害児通所給付費）	第１５条
第２０号様式	受給者証再交付申請書（障害児通所給付費）	第１６条

附　則

この規則は、令和８年１１月２４日から施行する。ただし、第３条第２項、第４条第３項、第５条から第９条まで、第１０条第２項及び第１２条の改正規定は公布の日から、第２０条の改正規定は同年１０月１日から施行する。